

厚生労働大臣政務官

三ツ林 裕巳 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成28年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井伸治
鳥取県議会議長	齊木正義
鳥取県市長会長	深澤空
鳥取県市議会議長会長	岡小昌
鳥取県町村会長	小林哲
鳥取県町村議会議長会長	光井

実効性のある新たな雇用対策の仕組みの構築について

《提案・要望の内容》

地方版ハローワークの実効性を確保するため、国のハローワークと同等の機能が確保できるよう以下の対応を実現し、利用者へのサービスが後退することのないよう支援すること。

- ①国と同等の求人・求職情報が提供され、地方においても適切なマッチングができるようハローワーク職員端末へのアクセス権を付与すること。
- ②職員の知識・能力向上に必要な研修や人事交流をはじめ、円滑な移行ができるよう柔軟な人員対応を行うこと。
- ③地方版ハローワーク設置に伴う施設整備費等の初期費用や従来国が負担していた人件費、情報端末等の運営経費について確実に財政支援措置を講じること。

<参考>

1 鳥取県版ハローワークについて

- 鳥取県では、地方創生を実現するため、「正規雇用1万人チャレンジ計画」を策定。若者・女性の正規雇用の推進、高齢者等の多様な働き方支援や貧困家庭の就労相談等「一億総活躍社会」の実現に取り組んでいるが、こうした利用者には就労相談から職業紹介までのワンストップサービスが必要である。
- 一方、県内では成長産業等の企業誘致等で創出された産業人材や介護等の福祉人材の確保が急務となっており、県の施策とリンクさせたマッチング支援や移住の促進が求められている。
- そこで、県版ハローワークでは、こうした機能を付加した国と同列の無料職業紹介を検討しているが、利用者の視点に立って実効性のある雇用対策を講じるためには、国と同等の求人・求職情報、研修及び財政支援が不可欠である。

(例)「ふるさとハローワーク境港」を「県版ハローワーク」に移行した場合の比較

区分	一体的実施事業（ふるさとハローワーク境港）	県版ハローワーク
人員体制	【国】 4人 相談員4人（職業紹介） 【県】 2人 支援員2人（就労相談） （国・巡回派遣職員2人）	【県】 6人 相談員4人 就労相談から職業紹介までのワンストップサービス ①新コンサルジュ2人 県、市町村の施策と連携した伴走型支援 ・生活困窮者・ひとり親家庭 ・中小企業人材確保支援、移住定住希望者 （県外本部にもサテライトを設置し移住支援） （国・巡回派遣職員2人）
端末関係	【県】 2台 （職員用2台） 【国】 15台 （職員用7台、求職者用8台）	【県】 17台 （職員用7台、求職者用8台、東京・大阪2台） ※ハローワーク職員端末による詳細情報が不足 【国】 2台 （雇用保険用）

2 実効性のある地方版ハローワークとするための課題

①国と同等の求人・求職情報の提供

⇒労働条件等の詳細がわからなければ、求人企業と求職者両方のニーズを踏まえた適切なマッチングができなくなるため、ハローワーク職員用端末へのアクセス権を付与すべきであること。

②職員の知識・能力向上に必要な研修や人事交流

⇒「自治体のオーダーメイド研修」を検討・実施するに当たり、研修メニュー例や費用負担等を提示すること。

③財政支援措置

⇒大きな財政負担が発生する懸念があり、各自治体で実施上の支障となっていることから、財政支援措置について具体的に提示すること。

新たな雇用対策の仕組み～ハローワークの地方移管へ

地方が国のハローワークを活用

厚生労働省
都道府県労働局

(国の)ハローワーク

データベース

法律上の「協定」

(都道府県・市町村内の全ハローワークに効力)

ハローワーク特区に限らず全国的に実施

ハローワーク特区における「指示」と同等の知事の権限

法律上の関与

対応した措置

従わない場合の

大臣への申し立て

国の支援 (研修、人事交流、地方
の雇用対策事業への財政支援)

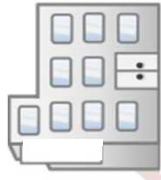
法律に基づく情報のオンライン提供

雇用保険の認定等の実施

「利用者の視点に立っての
一体的サービス」の提供

地方版ハローワークの創設

市町村



都道府県



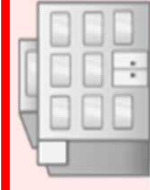
従来の「一体的
実施」を法律上
の「協定」の中
に
位置付け、継
続・拡充

地方版ハローワーク

国と同列の公的な

無料職業紹介

(国への届出・監督の廃止)



- ・企業誘致
- ・大量離職者対策
- ・UI/UX対策
- ・生活困窮者等対策
- ・女性対策
- ・障害者対策
- ・若者対策

地方分権改革有識者会議雇用対策部会報告書
(平成27年11月20日)

持続可能な国民健康保険制度の構築について

《提案・要望の内容》

- 国保制度改革に伴う国の3,400億円の財政支援の拡充については、平成27年2月の国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会で合意したものであり、消費税の増税が延期された場合であっても、合意事項に従い、確実に実行すること。
- 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を上げるなど、国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講ずること。
- 小児医療など地方単独事業に係る国民健康保険国庫負担金の減額措置について、まずは、子どもの医療費に関して、厚生労働省の検討会においても早急に見直すべきとの意見が大勢を占めており、地方の自主的な取組を阻害しないようこれを早急に廃止すること。

<参考>

○鳥取県内1人当たり国民健康保険料調定額と医療費の推移 (単位：円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
保険料	71,265	72,295	77,809	78,752	79,938	79,305
伸び率	0.989	1.01	1.08	1.01	1.02	0.99
医療費	305,035	317,975	329,073	338,265	346,834	359,245
伸び率	1.03	1.04	1.03	1.03	1.03	1.04

○鳥取県の市町村国民健康保険の財政状況 (単位：千円・団体)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
収支差額	664,706	434,996	1,172,510	1,162,605	823,435	628,487
単年度実質収支差額	△1,560,696	△1,979,051	△41,676	19,091	△895,496	△852,643
赤字市町村数	16	15	14	11	16	14

※単年度実質収支差額は、前年度からの繰越金や市町村基金からの繰入金を除いた収支。近年赤字傾向が続いている。

○鳥取県の平成26年度地方単独事業実施による国定率負担金影響額 (単位：千円)

区分	身体・知的障害者	ひとり親家庭	小児	特定疾患	精神障害者	計
金額	113,196	11,441	23,265	293	23,322	171,517

※上記の影響額について県調整交付金において1/4を補填

手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

- 手話言語法(仮称)を制定すること。
これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。

<参考>

1. 鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



2. 全国自治体における手話言語条例の制定

- 「鳥取県手話言語条例」制定後、神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、千葉県、三重県、及び北海道石狩市など、50以上の自治体においても同様の条例が制定。
- その他の自治体でも条例制定の動きが見られる。

3. 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の採択

- 手話言語法(仮称)制定を求める意見書が、全国全ての都道府県と市区町村の地方議会で採択され、採択率100パーセントを達成。手話言語法(仮称)制定を求める国民の願いが集結した。

4. 手話言語法(仮称)の制定に期待すること

- 手話はろう者にとって母語であることが示され、ろう者が日常生活や職場などで自由に手話を使ったコミュニケーションがとれるとともに、ろう教育に手話を導入し、ろう児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障されることにより、ろう者が暮らしやすい社会への実現が図られること。

5. 「全国手話言語市区長会」の設立

- 全国の市区町村長によるネットワーク「全国手話言語市区長会」が、平成28年6月8日(水)に設立された。相互の連携・協力、情報交換等を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の実現を目指すもの。現在、260を超える市区長が入会している。

6. 「手話を広める知事の会」を設立

- 手話を全国に一層広げるため、7月21日(木)に「手話を広める知事の会」を設立した。今後、知事有志が力を合わせ、手話という聴覚障がい者の重要なコミュニケーション手段に対する社会的認知を高め、普及を図っていく。
 - ・設立日 平成28年7月21日(木)
 - ・目的 手話言語を全国に広げ、手話言語法(仮称)の制定を国に求めるとともに、手話を使いやすい社会環境を全国に広げることにより、手話の普及を図り、もって聴覚障がい者の更なる自立と社会参加の実現を目指す。
 - ・会員 本会の趣旨に賛同する都道府県知事。
7月21日時点の加入数：33道府県
北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県
 - ・設立にあたり、同日、参議院議員会館にて、「手話を広める知事の会」設立イベント、手話言語フォーラムを開催した。

「手話を広める知事の会」設立イベントの様子

